

建設経済常任委員会記録

平成 27 年 8 月 5 日 (水)

場所：鳥栖市議会 第 3 委員会室

平成 27 年 8 月 5 日 審査日程

職員の人事異動について

〔説明〕

建設課からの報告事項について

〔説明、質疑〕

視察報告について

〔協議〕

1 出席委員氏名

委員長 藤田 昌隆

副委員長 江副 康成

委員 森山 林 齊藤 正治 内川 隆則

中川原豊志 西依 義規 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

産業経済部長兼上下水道局長 詫間 聡

商工振興課長 佐藤 道夫

農業委員会事務局長兼農林課長 井田 勝

産業経済部次長兼建設課長 白水 隆弘

建設課参事兼課長補佐 萩原 有高

建設課長補佐 三澄 洋文

建設課長補佐兼道路河川整備係長 日吉 和裕

建設課長補佐兼道路河川管理係長 牛嶋 英彦

建設課長補佐兼公園緑地係長 古賀 芳次

建設課庶務建築係長 古沢 修

国道・交通対策課長 田原 秀範

国道・交通対策課道路・交通政策係長 徳淵 英樹

上下水道局管理課長 野下 隆寛

上下水道局事業課長 佐藤 晃一

上下水道局事業課参事兼課長補佐兼水道事業係長 今村 利昭

上下水道局事業課参事 近藤 信孝

4 議会事務局職員氏名

議事調査係主査 横尾 光晴

5 日程

職員の人事異動について
建設課からの報告事項について
視察報告について

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

開会

午後 1 時 11 分

開議

藤田昌隆委員長

それでは、ただいまから建設経済常任委員会を開会します。

oo

審査日程の決定

藤田昌隆委員長

まず本日の日程につきましては、お手元にお配りしておりますが、議題としては 3 本。職員のまず人事異動について、建設課からの報告事項について、それから視察報告について。この 3 議題で行います。

以上の日程でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、本日の日程については以上のとおり決定をいたしました。

oo

職員の人事異動について

藤田昌隆委員長

それでは、7 月 6 日の人事異動に伴いまして、当委員会所管の職員の異動がございましたので、これより、御挨拶をお受けしたいと思います。よろしく申し上げます。

詫間 聡産業経済部長兼上下水道局長

それでは、建設経済常任委員会の中での 7 月 6 日付の異動に関します紹介をさせていただきます。

まず私、産業経済部長兼上下水道局長を拝命いたしました詫間でございます。昨年来から建設経済常任委員会の中でお世話になっております。引き続き、御指導、御鞭撻よろしく申し上げます。

続きまして、あとはそれぞれ各課のほうで順次紹介をさせていただきたいと思いますので、商工振興課、農林課につきましては、今回の人事異動がございませんので、建設課から順次紹介をいたします。よろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

はい、よろしくお願いいたします。

白水隆弘建設部次長兼建設課長

では、建設課より御報告を申し上げます。

私、7月6日付で、建設課長兼次長を拝命いたしました白水でございます。

前は、教育委員会でお世話になりまして、今回初めて建設経済常任委員会にお世話になることとなります。皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

また、私含めまして7名、建設課の係長以上の異動がっておりますので、随時、自己紹介をさせます。よろしくお願いいたします。

萩原有高建設課参事兼課長補佐

今回の人事異動に伴いまして、建設課参事兼課長補佐を拝命いたしました萩原でございます。

より市民の立場に立って、業務を行ってまいりたいと考えておりますので、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

三澄洋文建設課長補佐

今回7月6日の人事に伴いまして、建設課、課長補佐に拝命いたしました三澄でございます。

これまで同様、建設課の業務でございますけれども、幅広い建設課の業務に早目に慣れるように、頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

日吉和裕建設課長補佐兼道路河川整備係長

建設課長補佐兼道路河川整備係長を拝命いたしました日吉でございます。

精いっぱい頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

牛嶋英彦建設課長補佐兼道路河川管理係長

7月6日付で建設課長補佐兼道路河川管理係長を拝命いたしました牛嶋と申します。

引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

古賀芳次建設課長補佐兼公園緑地係長

7月6日付、都市整備課のほうから、公園緑地係が建設課のほうに、所管がえというか、なりました。それに伴いまして、私、建設課課長補佐兼公園緑地係長を拝命いたしました古賀芳次です。

どうぞこれからもよろしく願いいたします。

古沢 修建設課庶務建築係長

7月6日付で、建設課庶務建築係長、古沢修と申します。

機構改革に伴いまして、庶務住宅係と建築係が統合されまして庶務建築係という名称に変わっております。引き続き御指導方よろしく願いいたします。

田原秀範国道・交通対策課長

国道・交通対策課の田原です。

当課につきましては、今回の異動で1名の人事異動がありましたので、自己紹介のほうをしたいと思っております。

徳淵英樹道路・交通政策係長

失礼いたします。

7月6日付の人事異動に伴いまして、国道・交通対策課道路・交通政策係長を拝命いたしました徳淵英樹と申します。

常任委員会の皆様におかれましては、先月からの国等への要望活動等御尽力いただきお礼を申し上げます。我々国道・交通対策課としましても、国道のほうの整備推進に頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも、御指導、御鞭撻のほどよろしく願いいたします。

以上です。

佐藤晃一上下水道局事業課長

事業課、佐藤です。

事業課は今回2名の人事異動があっておりますので、自己紹介をいたします。

近藤信孝上下水道局事業課参事

こんにちは。生涯学習課のほうより7月6日付をもちまして、上下水道局事業課参事を拝命いたしました近藤でございます。

どうかよろしく願いいたします。

今村利昭上下水道局事業課参事兼課長補佐兼水道事業係長

7月6日付で、事業課の参事兼課長補佐兼、今度また、新たに水道事業係長を掛けもつことになりました今村でございます。

議員の皆様方の御指導、御鞭撻のほどよろしく願い申し上げます。

藤田昌隆委員長

以上ですかね。

はい、じゃあ皆さん、ぜひ頑張ってください。よろしく願います。

事案の概要といたしましては、平成 27 年 6 月 17 日午後 2 時ごろ、鳥栖市民公園内の管理道路におきまして、鳥栖市職員が自走式草刈機で草刈り作業中に草刈機から石がはねまして、事業団宿舎の駐車場に駐車中の軽自動車のリアガラスを直撃して割れたという事案でございます。

場所につきましては、中ほど図面、現場と書いておりますところでございます。ちょうど市民プールの西側と、それから管理道路と川が交わるようなところでございます。

事案といたしましては、下段に写真を 2 枚つけておりますけれども、自走式のロータリー式の刈払機で草を刈っておりますところ、運悪く石がはねまして、左側上部にあります軽自動車のリアガラスを直撃し破損したというものでございます。

ただし書きで、米印で書いておりますけれども、平成 27 年 6 月に示談を行いまして、賠償額、7 月 24 日に全て弁済済みでございます。

以上、報告書事案についてでございます。

藤田昌隆委員長

それではこれについて何か。

中川原豊志委員

写真ちょっと見させてもらおうと、草も生えてるんだけど、砂利石が多いような道路っていうか——になってるような管理道路になってるみたいなんですけど、例えば、草刈りをするときに、こういうところは自走式でやってもいいんだけど、こういう場所は刈払機でしなさいとか、そういうふうな何か規定っていうのは、市としては持っているんですか。

古賀芳次建設課長補佐兼公園緑地係長

特に持っておりません。

ここは舗装をしてありまして、舗装の間から草が生えてるというふうなところもございまして、石がごろごろしているような状況とは見えなかったのですので、通常の草刈りということで、取り組んでこのような事態を招きました。

中川原豊志委員

素人考えなんですけどね、この自走式の草刈機、こういうのはどちらかというと草が本当に多いところ、芝生の多いところ、そういったところがよく活躍しやすいのかな。やっぱり点々とした草が生えてるようなところ、または、下に砂利とかというところは、やっぱり通常の刈払機でやったほうがいいんじゃないかな。

そういうので、今回のような事故が発生したかどうかわかりませんが、やっぱり現場は現場で、どういう草刈りの処理をしなくちゃいけない。そういうふうなのを、庁舎内の例えば、違う部署とかも建設課なら建設課の中でもされてるし、公園緑地の中、公園の管理の

中で、草刈りするときの状況もあろうかと思えますので、マニュアルまでもいかんでも、そういうふうな指示、指導というのは、やっぱり役職持たれた方については、されたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますが、いかがですか。

白水隆弘建設部次長兼建設課長

私のほうからでございますが、前職にありましたときに、学校内で草刈りを刈払機で行っておりましたところ、同じような事案が2件立て続けに発生をいたしております。

その事後の処理といたしまして、必ず2名1組で行うようにという学校側には指示を、今、出しておるところでございます。たまたま駐車中のお車に当たったということで、二次的な事故が発生しなかったということでございます。以前の事案につきましても、今回の事案につきましてもですが。

ですので、安全を期するというので、今回も同じように、作業を行う場合には、2名1組となって、そういった二次的な災害を防ぐといったようなことに心がけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

中川原豊志委員

ぜひね、そういうふうな形で、今後の対応をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかには。

[発言する者なし]

ありませんね。

それでは続いて、地元説明会の開催について報告をお願いいたします。

白水隆弘建設部次長兼建設課長

続きまして、2ページでございます。

地元説明会の開催につきましてということでございます。

路線につきましては、田代大官町・萱方線ほか1路線の道路改良事業でございます。

裏面に大まかな図面をつけておりますので、御参照になりながら、お願いしたいと思っております。

開催の時期につきましては、今月の11日火曜日でございます。17時30分から。場所は若葉まちづくり推進センターで予定をいたしておるところでございます。

説明会の対象者といたしましては、測量予定区域内にお住いの方々及びそちらに土地をお持ちの皆様でございます。具体的な対象者といたしましては、地元の区長、萱方、古賀、浅

井、神辺町の区長さん方、それから土地の所有者の方、建物の所有者の方及びその事業予定地の隣接地をお持ちの方にそれぞれ通知を差し上げておるところでございます。その他測量予定区域の地権者の皆様も同じくでございます。関係者には通知をさせていただいております。萱方、古賀、浅井、神辺町の皆様には、回覧版で、それぞれ直接的な関係者ではない方々につきましては、回覧版でお知らせをしておるところでございます。

説明内容につきましては、事業の計画につきましてでございます。事業の実施区域、今回のこの測量の実施区域でございます。それから計画の幅員、事業のスケジュール、それから現地測量の実施につきましても具体的なお願いといったところであるかと思えます。

今回この案件につきましては、今年2月の都市計画決定の変更に基づきまして、道路の安全性を高めるといったような内容で、事業に取り組みさせていただくものでございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

はい、ありがとうございました。

これについて何か御質疑ありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

ないですか。

西依義規委員

この説明会の立ち位置っていうか、その姿勢がもう市がこういう方針なのでの報告なのか、住民の意見を聞こうとする説明なのか、その辺はいかがですか。

白水隆弘建設部次長兼建設課長

まずは事業の報告をさせていただきます。具体的にこのようなことを今回させていただくということで、わかりやすい説明をさせていただきたいと考えております。

その次に、今後のスケジュールですね。今回この測量が終わった後に、どのようなことが行われるかといったような段取りを皆様方に説明をさせていただこうと考えておるところでございます。

また、現地に入ります際には、証明書などを持たせますので、そういったもののクローズアップしたものとか、当然、業者が決まりますれば、業者と一緒に御挨拶に行くとかいった段取りを説明させていただいた後に質疑をさせていただきたいと考えております。

質疑につきましては、計画線の変更のときにも、同様な路線で、説明会を、これは県が主催で開催をさせていただいておりますけれども、その折も、幾らか出たというところがございますが、今回いよいよ本線の工事にかからさせていただきますので、土地建物の補償とかいったものが、皆様方、具体的なお話になってまいるかと思えます。

ですので、今回の測量につきましては、一応現地の今の状況を全て把握するためにやらせていただくということを説明させていただきたいと考えております。その後、設計をさせていただきまして、幅杭といいます、用地がどこまでかかるのか、個人個人のお宅にどのように影響してくるのかといったことの段取りになってまいりますけれども、今回の測量につきましては、現地の地盤高ですね、横断、縦断を全て網羅して、今後どのような設計をさせていただくのかといったようなもののベースにさせていただくというものでございますので、その後の具体的な、例えば土地建物をお持ちの皆様方、それから借家人の皆様方につきましては、またおのおの個別に御相談をさせていただくというふうなことを考えてるところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

沿線住民の方々の関心は、やっぱ北を通るのか南を……。拡幅ということに変更になって、どの路線ってはまだ正式決まってないでしょうから、その辺の例えば質疑を受けた場合に、市がどういう対応をされるのかなってというのが、この結局、あなたの意見は聞きましたよって、結局、あとは、こっちに任せてくださいって対応なのか、本当に市民に納得いくような、北側を通すなら北側はこういう理由で北を拡幅するんです、ここは、こういう理由だから南を拡幅するんですよってというのが、本当そういうことが、市として何か指針を持っていらっしゃるのかなと思ったんで、お聞きしました。

白水隆弘建設部次長兼建設課長

先ほど説明をさせていただきましたように、今回の測量は、詳細設計に至る手前のベースになるものでございます。

そのベースになるものを測量させていただきました後に、詳細設計をさせていただくことになります。

それをもとに個別に御相談をさせていただくこととなりますので、今回のときには、2月の段階で大きい図面で大体大まかな計画線を皆様方にお示しをしております。

今、片側歩道の道路ですけれども、片側歩道もないようなところもございしますが、計画決定では、両側に歩道がついてくるといったような、もう拡幅ですよという説明をさせていただいておりますので、大まかに線が通っておりますので、自分の土地建物が大体影響するなというようなところは、既に織り込み済みというふうに私ども考えておるところでございます。

ですのであとは、どれだけの影響があるかといったことを詳細に、今回の測量に基づいて設計をさせていただくというような段取りでございしますので、その後の個別のお話はまた、それぞれさせていただくというようなお話を今回させていただく計画にしております。

以上でございます。

西依義規委員

今後のちょっと知識っていうか、勉強のために聞かせていただきたいんですけど、要はこの道路を通すときに、やっぱりこっちには、例えば商業をされてるところあるんで、どうい
う計算をしてその道路が通るのがちょっと……。

例えばあそこ今見たら、北側に家が建ってるんですけど、何となく引い……、もう後ろに
下がって家が建ってるんですよ、もう既に。

だから建設業者さんともう既にそういった話で、もうあれはもう北を通るんですよって
いう話が内々でいって、引いてあるのかどうかっていうのが、その辺はもう既に何か県の説明
会のときに何かそういう話があったのかなっていうのは、はい。

三澄洋文建設課長補佐

2月に都市計画決定の変更をさせていただいております。その際に、基本的にはこれま
でが現道に沿ってない形で計画決定になっとなつた。それを今回現道に沿った形で、計画決定
を見直しさせていただきました経緯がありますけども、その際につきましては、もともとが
計画決定で北側にかかっていたところにつきましては、今回見直しでも、同じように北側に
振ると。

南側にかかっていたところにつきましては、南側に振るっていう形で、ベースは、あくまで
従前の計画決定に振れられた側に拡幅をするっていう形で、計画決定の変更をさせていただ
いております。

今回、詳細設計を進める上で、あくまでこの計画決定に沿った形で、今回の事業計画は進
めたいというふうに考えておりますので、ベースにつきましては、やはり計画決定のライン
だというふうに認識してるところでございます。

以上です。

藤田昌隆委員長

はい、ありがとうございました。

ほかには。

〔発言する者なし〕

ないですか。

それではないようでございますので、この件に関する質疑は終わります。

地元要望の進捗状況について。

白水隆弘建設部次長兼建設課長

地元要望の進捗状況につきまして、一覧表にお示しをいたしております。

文書法制筋にちょっと確認をさせていただきまして、生の要望書等の開示が可能かどうかということ、先に相談をしたところ、生のデータの開示はだめだという結論が出ましたので、それにつきましては、所定の手続を踏んでの開示ということになるというふうな指示を受けております。

ですので今回は、平成 22 年度から平成 26 年度、直近の 5 カ年間で地区別の数値にまとめさせていただいてるところでございます。

それぞれ要望箇所、それから実施箇所、実施箇所は赤で示しております。また、ところどころ網かけがございますけれども、これにつきましては、要望数を満たしていない実施数のところを網かけをさせていただいているところがございますので、御参照になりながら御検討いただきたいと思います。

それぞれ一番上から、道路維持、道路舗装、道路改良、交通安全施設というふうな 4 つの項目に分けさせていただいておるところでございます。

読み上げるとかなり時間がかかりますので、大まかな説明にて終了させていただきます。よろしく願いいたします。

藤田昌隆委員長

何かありますか。

西依義規委員

この道路改良の 4 カ所だけ、どの辺っていうのってわかりますかね。

白水隆弘建設部次長兼建設課長

大まかに申し上げます。

まず平成 22 年度の旭地区につきましては、路線名を申し上げますと、轟木・衛生処理場線でございます。この 1 件でございます、平成 22 年度。

それから、平成 24 年度の 1 件は国土交通省・今町線、34 号線のあの国交省の出先のところから弥生が丘に至る道ですね。

それから平成 26 年度の 2 件につきましては、1 件は高橋・桜町線、それからもう 1 件は原口・基里小線、これは曾根崎交差点から西に約 50 メートルほど行ったところ、旧エタニットパイプの東側のところの道になります。

以上、4 路線でございます。

西依義規委員

と、この網かけは、やろうとしてるけど、途中だっていうか、それともやってないっていう、網かけは未実施が残ってることをあらわすっていうことは、少しはしたけど、全部はしてないという考え方でいいんですか。

三澄洋文建設課長補佐

例えばで申し上げますと、例えば道路維持の件で、平成 24 年度から若干、未整備分が残っているというところがございますけども、これにつきましては、継続事業ということで、延長が長い分とかにつきましては、計画的に年次的にやっていくという路線が未実施というところも挙げております。

それに加えて、地元の同意が得られてない箇所とかそういったものがまだ実際に残ってますので、そういったところにつきまして、こういった未実施ということで数字が合わないというところがございます。

以上です。

西依義規委員

たら、この要望の出し方ですけど、例えば先ほど平成 22 年に、旭地区の轟木・衛生処理場線出されました。実施したけど、未実施が残ってますってなった場合は、そこは随時要望を、出てくるのか、これが残ったまま、ずっと今、平成 27 年度もこの要望は残ってることになるんですか。

白水隆弘建設部次長兼建設課長

今おっしゃられたとおりでございます。

要望は受け付けておりますので、この要望がいろいろな理由で取り下げられたりとか、別路線に切りかえられたりとかしない限りは、この要望としては生きるものと考えております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

ほかに。

よろしいですか。

[発言する者なし]

ないですね。はい。それではこの件に関する質疑は終わります。

これで執行部のほうは……。

白水隆弘建設部次長兼建設課長

皆様方に道路網図を行政資料として準備をいたしておりますので、こちらに置いてまいりますので、よろしく願いいたします。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。

[部長を除く執行部退席]

午後 1 時 59 分閉会

鳥栖市議会委員会条例第 29 号の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 藤 田 昌 隆

